

議案第二十三号

三朝町水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町水洗便所改造資金貸付基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成二年三月十二日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成二年参月式拾参日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町水洗便所改造資金貸付基金条例の一部を改正する条例

三朝町水洗便所改造資金貸付基金条例（昭和六十三年三朝町条例第十七号）の一部を次のように改正する。

題名中「水洗便所」を「水洗便所等」に改める。

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 三朝町公共下水道処理区域に住宅を有する者の、既設のくみ取り便所を水洗式に改造し、及び汚水を排除するための排水管を布設し、公共下水道に接続するための工事に要する資金（以下「資金」という。）を貸付け、もって環境衛生の向上に資するため、三朝町水洗便所等改造資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

第三条を次のように改める。

（貸付対象）

第三条 資金の貸付対象は、次の各号に定める工事（以下「改造工事」という。）とする。

- 一 既設のくみ取り便所を水洗式に改造する工事

二 汚水を排除するための排水管を布設する工事

附 則

この条例は、平成二年四月一日から施行する。